

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年5月18日 午後1時29分～午後2時4分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	佃昌樹	委員	徳永武次
委員	井上勝博		

○その他の議員

議員	杉 菌 道 朗	議員	成 川 幸太郎
議員	谷 津 由 尚	議員	下 園 政 喜
議員	小田原 勇次郎	議員	森 満 晃

○事務局職員

議会事務局長	田 上 正 洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一
課 長 代 理	茶 圓 勝 久	議事グループ員	柳 裕 子

○審査事件等

- ・ 陳情第5号 集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出について
-

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

なお、本日の案件は集団的自衛権行使に関する陳情審査のため、当局職員の出席は求めておりませんので、あらかじめ御了承をお願いします。

ここで2名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合には、委員長において随時許可をいたします。

△陳情第5号 集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情

○委員長（持原秀行）それでは、陳情第5号集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情を議題とします。

本陳情は、3月定例会最終日に本委員会に付託されたものですが、まず陳情の内容を確認するため、陳情文書表を書記に朗読をさせます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

○委員長（持原秀行）まず、本陳情に記載されている関係法律に係る国の動向等について、担当書記に説明をさせます。

○書記（瀬戸口健一）それでは、お手元のほうに5月15日付の新聞記事の切り抜きを準備いたしましたのでございます。

集団的自衛権については、昨年7月、行使を容認する閣議決定がなされたところであります。

そして、新聞記事のとおり今回の陳情に記載の関係法律、安全保障法制関連法案が5月14日に閣議決定され、翌15日に、今国会、衆議院のほうに提出されたところであります。

今後、関連法案は、今国会において審議が進められていくものと考えられますが、会期の延長も想定されるような報道も見受けられるところであ

ります。

以上、今回の陳情に記載の関係法律に関する国の動向について説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、本陳情については論点を整理したいと、それで委員間の自由討議を行いながら審査を行うことといたしたいと思

います。

本陳情についての御意見等を、委員の皆さんから開陳していただきたいと思います。

○委員（井上勝博）薩摩川内市の場合は自衛隊基地があり、そしてサマワに派遣されたことがあって、私は出発式というか、中庭で出発式をしている様子を見たことがあります。

そういうふうに近い自衛隊員が海外に行って、治安維持活動なのか、後方支援なのか、とにかく活動しているわけです。

ただし、今までは武器の使用はできないというふうにされていたし、それからそういう武器の使用をするかもしれないような危険な戦闘地域には行かないというふうにしていたがために、これまで自衛隊員で、実際に殺し、殺されるという事態は免れることはできたわけです。

ただ、基地の周辺では、ミサイル弾とか小型の兵器が着弾するというようなことが今までもあったそうで、そういったやっぱり非常に命にかかわるぎりぎりの状態で、今まで自衛隊は活動してきたわけです。

そのために精神的ストレスがたまって、帰国後これまで自衛隊員は40人の人が自殺をされているという報道もされています。

非常に今でもそういう危険な状態に置かれている中で、今度の集団的自衛権の行使容認の閣議決定と、そしてそれに関連する法案というのは、そういう極めて危険な、今まで憲法9条によって武器は使用しない、戦闘地域には行かないというところのぎりぎりの線まで踏み越えてしまって、そして危険な地域にも武器を持って行くということに、その危険性が非常に強いというのが、新聞報道でも客観的事実として述べられておりまして、例えば集団的自衛権については、今までそれをやらないと言っていたものですよ。

いわば自国が攻撃をされていなくても、同盟国の戦争に自衛隊が支援に出かけていくというのが集団的自衛権ですけれども、限定的に行使できるというふうにはされていますが、しかし日本の存

立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される、存立危機事態の場合は出ていくというふうに言っています、書いてあります。

これは、安倍総理が、アメリカの戦争には絶対に参加することはないというふうに言っているけれども、しかしアメリカの起こす戦争、例えば先制攻撃の戦争であったとしても、日本の自衛隊は出かけるのかということについては、個別的、限定的に判断するというふうに安倍首相は国会の中で言ってるわけです。ですので、否定していないと。

だから、口ではアメリカの戦争に加わらないというふうに言うけれども、実際に法律の中身としては、そういうこともあり得るというのが今回のこの法律の中身になっていると。

それから、周辺事態法についても、今までは地理的制約があって、日本の周辺というふうにされて、地球の裏側まで行くことはないということをはっきりと政府の答弁であったわけですが、今回はこういう地理的な制約を撤廃した。だから、地球の裏側まで出かけられるようになった。

それから、PKO法については、これは国連の平和維持活動だけでなく、PKO以外の活動の参加を可能とし、やはりそこで武器使用も許されるというふうになってしまうと。

これはアフガニスタンのISAFという、そういう支援で、まだ戦乱が終わってない地域に、アメリカやドイツを初めとした軍隊が出かけていって、3,500人の戦死者を出しているわけで、こういった地域にも日本の自衛隊を派遣することが法律上可能となっているという、ここにやっぱり私は非常に危険な問題があるというふうに思います。

そういう点では、ちょっと私は、実際この自衛隊基地の人たちがサマーワに行ったのがいつだったのか、何回行っているのか、期間はどのくらいだったのか、そして実際サマーワではどのような活動をしてきたのかということなどは、具体的なやっぱり資料として、ちょっとそういったことも調査しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかの御意見はございませんか。

○委員（佃 昌樹）大きくちょっと3点について

述べてみたいと思うんですが、まず集団的自衛権の容認の問題、戦後70年、集団的自衛権じゃなくて、専守防衛という形で憲法の許す範囲内の最小限の武力でと、武力とは書いてないけど、最小限の装備でということになると思うんですが。この容認のみで政府が勝手に解釈を変えたことによって、今回11本の法律を変えざるを得なくなった、こういったことが出てきたわけです。

果たして70年間、専守防衛でやってきたものを、憲法の範囲の逸脱の問題も含めて、容認をしたからといって果たして法律を全部変えないかんのか、ここに日本としての立憲主義の問題が出てくると思うんです。

立法機関を持っていながら、立法できちっと手続を踏んでいく、そういったことをないがしろにしていくなり法律を変える、これが果たして日本の法治国家として許されることなのかというのがあります。

これは、安倍政権がどういった法律の改正をするのかという、そのことが議論されるところから、既に人事の面で、内閣法制局の、国会の法制局の人事の面で顕著にそのことはあらわれてきております。

そういった人事と絡めながら集団的自衛権の容認をやる中で、本当は立憲政治、立憲主義でなければならないのを、法律をばさっと切りかえていくという、その手続の問題として極めて不正確、不十分だというふうに思います。

二つ目は自衛隊の問題なんですが、明らかに戦闘地域には行かないんだとか言いながら後方支援をやる、例えばホルムズ海峡の機雷の掃海をやるということになると、ホルムズ海峡に機雷を設置した者からすれば、それを掃海をしてとってしまうという行為は敵対行為でしかないわけです。

そうした敵対行為までをオブラートに包んだり、隠蔽したりして、戦争状態にはならないんだ、戦闘状態にはなっていないんだ、決してならないんだ、安倍さん胸張ってそんなことを言ってる。

だけど、とられたほうからしてみれば、何で日本が機雷をとってしまわんにやいかんのやと、こういった議論になってくるわけで、敵対視されるのは当たり前です。攻撃されるのは当たり前ですよ。

そこに自衛隊がおるわけですから、絶対安全だと、戦争は絶対ないと言うけれども、それが果た

して信じられるものなのかどうなのか。さらに恒久法として、今まではイラク特措法とか、何か事件があった、紛争があったとしたときに、特別に法律をつくってその法律の範囲、またはその法律に書かれている内容で他国の支援をやってきた。

しかし、今回はそれはないわけで、紛争があり、またはアメリカという国が攻撃をされるなり、アメリカが戦闘状態に入るなりしたら、無条件にそこに行かざるを得ない。

それを、その判断をして、行っていい悪い、これを使っていい、これをこうしていい、それは極めて曖昧で決まってもいい。

そういった状態の中で、恒久法というのをつくって、いつでも出ていけるようにしておく、切れ目のない対応のあり方ということにあります。

まず、そういうことになってくると、恐らく自衛隊に今後入っていく人はいなくなると思う。

いなくなって、結局は誰が行くのかっていったら、アメリカ流のやり方、アメリカは貧富の差が激しいですから軍隊に入るのは志願兵です。

日本も200万以下の非正規労働者が、ごまんと若い人たちがいます。そういう人たちが食うに困れば軍隊に行かざるを得ない、こういった構図がだんだんもうでき上がってきているわけですから、誰が行くのかっていったら自衛隊員だけが行くんじゃないで、将来的には我々の子どもたちを含めた者たちが、将来的には行かざるを得なくなる、こういった構図まで準備がされていると私は思っているんです。そういった問題が二つ目。

三つ目が、いずれにしたって憲法9条を変えないわけですね。変えないとは言わない。

この前も船田元が言ってましたけれども、自民党としても憲法9条を変えたいんだと。変える手段として、いきなり憲法9条を変えたら国民が戸惑うと。だから憲法9条の周りの問題、それを変えていきたいと。国民に受けのいいところの法律を変えることによって、国民をそういう目にならしていく。

そして、最終的には憲法9条を変える、陸海空の軍隊を持つ、交戦権は否認はしないという、戦闘のできる国づくりということで憲法9条を変えるという、そういったのが自民党の考え方みたいで、それを今回、第1弾として周りの条文から、法律からやっていこうというのが、今回の法律の

提案だというふうに思います。

そこで、そういったやり方というのかな、もうやり方についてもひきょうなやり方なんだけれども。最終的には9条を改正しなきゃならないという、そのところにはやっぱり抵抗を感じます。

したがって、今の憲法でどこが悪いのかということもきちんと話されないまま、個別法で対応できるんじゃないか、憲法を変えなくたっていろいろな個別法がつくれるわけで、個別法でその足りないところは補うことができるはずだと思ってるんだ。

また、そういった意味も含めて、やっぱり今回の安倍政権がやろうとしていることについては、どうも納得のいかない部分があるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。よろしいですか。

○委員（井上勝博）南日本新聞が特集記事で大きな特集をしました。

その中で、やっぱり客観的に見ても、自衛隊のいわば武力攻撃の能力を、これを拡大するという中身になっているのは、確かなことなんじゃないかというふうに思うんです。

それで、ただその法律が物すごい、読んでいても、法律ですので、平和とか安全とかというの散りばめられてはいます。読めば、やはりここに武器の使用することもできるとか書いてあります。

だけど、非常にこの関連性という点では、どこがどうなってこの関連しているんだろうかということについては、なかなか整理がつけられないような中身になっていて。私は、当局は呼ばなかったということなんですけれども、やっぱり防災安全課ですか、防災安全課がこの自衛隊の募集関係とかも所管をしておりますので、私は防災安全課からも、今のここの自衛隊基地がどういう活動をしているのか、海外でどんな活動をしているのかとか、それから募集状況、最近聞くのは、やはりこういう問題が出てきてから、自衛隊員の募集が減っているというふうにも聞いてるんだけれども、具体的なデータとしてそういうデータを手に入れるということがないもんですから、そういったことなどの資料などは、当局から整理して出してもらおうということができないものなのかということ、ちょっと委員長の判断が今回呼ばなくてもいい

いということだったんですけれども、やっぱり資料については新聞報道だけじゃなくて、実際に自衛隊基地があるわけですから、どんな状況なのかというのは、当局から資料提出していただくということとはできなかったものかということをお尋ねしたいんですけど。

○委員長（持原秀行） 今回については、特にそういう事前の打ち合わせにおいても、今の国会審議が進んでいるという中でしていただきたいということで、当局として来て説明を求めたところではないというところでありまして、過去の募集状況にしても、今どういう流れになっているかというのは、それぞれは資料を提示をすれば報告をしていただけるものだと思っておりますし、先ほど井上委員も言われましたとおり、サマーワの問題にしても、過去のことをそれらのところを求めるのであれば、どういう経過で行って、何名行っているというのは、それは提出される、説明は、後日、資料配付でも請求したいというふうに思います。

○委員（井上勝博） ちょっとぜひ、どういう流れになるかわかりませんが、当局にはやっぱり具体的な募集の状況とか、そしてサマーワの活動がどういう活動だったのかとか、公表されている限りで構いませんので、出していただけるような機会を設けていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行） わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（持原秀行） それでは、意見が尽きたようですので自由討議を終わります。

それでは、本陳情の審査に当たって、陳情者を参考人招致する必要があるかについて、御協議いただきたいと思います。

御意見はございませんか。

○委員（井上勝博） 参考人ということに、来ていただけるかどうか分かりませんが、例えば自衛隊の鹿児島地方協力本部ですか、地方協力本部から参考人来ていただいて、募集状況などを今どうなっているのか、自衛隊として答えられる部分と答えられない部分があるでしょうけれども、やっぱり募集状況、それから実際にサマーワに行ってきたわけですので、自衛隊基地の誰かから参考人として来ていただくということができないかどうか、防衛秘密とかそういうことで壁があるん

でしょうけれども、しかしサマーワに行った事実は公表されているわけだし、サマーワでどんな活動をしてきたのかとか、そういうようなのは聞く機会があつていいのではないかと思いますかどうか。

○委員長（持原秀行） このことについて、ほかの委員の皆さん方はいかがでしょうか。

報告会として1回開催もされました。実際こういう活動もしてきたというの、実際、会議は開催はされたところでありますから、その状況については、資料提供という形では可能ではないかなというふうに私は思います。

ほかにございませんか、参考人招致のことに。

○委員（佃 昌樹） やっぱり派遣して行った自衛隊員の生の声というのは必要だと思うんだけど、なかなかそれは聞けないだろうと思います。

だから、恐らくいろんな形で報告がなされているので、その報告ぐらいは概略、詳細な報告があれば一番いいけれども、そういうものを資料提供としてお願いをしたらどうかとは思いますが。なかなか隊員そのものが話をするというわけにはいかんでしょうし、常に壁にぶち当たって我々も聞くことも聞けないと思うので、そういうものが提供できれば提供してもらえればありがたいと思います、判断の材料の一つとしてですね。

○委員（井上勝博） それは、実際できないのかできるのかについては、当たっていただいてというふうにして、できなければそれはしょうがないと思います。

ただ、私は地方協力本部に――募集をしているわけですよ。そのために住基ネットの名簿を提出させているわけですよ――募集の状況って一体どうなっているのか、それから薩摩川内市民がどれだけ自衛隊にかかわっているのか、どのぐらい自衛隊員が市民からいるのか、そういったもう少し詳しい資料などがあれば提出をしていただければと思います。

○委員長（持原秀行） その点、先ほど自由討議の中で出して、自由討議は終わりましたので、今、私が言っているのは陳情者の参考人招致ということですから、その点についての御意見を伺っているところであります。陳情者ですよ、今、言ってるのは。

○委員（井上勝博） ぜひ、陳情者の参考人をお願いしたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかの皆さん、御意見はありませんか。ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○委員（佃 昌樹）国会の議論の進展の状況もあるわけで、悠長にはできないとも思うんです。

だから、ある程度、国会の進展は横目でにらみながら、スムーズにこっちが進んでいくようなことでないと、おくれをとってしまうかなというのがありますので、そこら辺のところはもう委員長に一任をしますから、国会の議論が終結する前に結論が出るようにお願いをしたいと思います。

参考人招致は、先ほどあったようにそういうものを、参考人招致は念頭は置いてそこまでやっていただきたいと。

○委員長（持原秀行）今、陳情者のことを言ってますので。

それでは、本陳情については陳情者を参考人招致したいということで取りまとめたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）じゃあ、御異議がありませんので、そのように決定しました。

それでは、招致の日程についてお諮りをいたします。

招致日程については、改めて陳情者と調整したいと思いますが、陳情者の御都合もありますので、日程調整については委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、そのように決定をしました。

それでは、本日の陳情審査はここまでとして、陳情第5号の審査を一時中止します。

△閉 会

○委員長（持原秀行）以上で本日の日程の全てが終了しましたので、総務文教委員会を閉会いたします。本日は大変御苦労さまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 5 号	受理年月日	平成27年 3 月 9 日
件 名	集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町2737番地1 川薩地区退職教職員連絡協議会 会長 松山 俊文		
要 旨			
2014年7月、政府は憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。集団的自衛権の行使は、日本が攻撃を受けていなくても、他国への武力攻撃に反撃して参戦するもので、戦争をしない平和国家としての日本の在り方を根本から変えるものである。 政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解 (1981年5月政府答弁書)を踏襲してきた。このような憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更を一内閣の判断で行うことは立憲主義の根本に関わる問題であり、到底許されない。 よって、下記の事項について実現することを求め、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう陳情する。 記 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の制定等を行わないこと。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持原 秀行